

証券コード 7353

2026年3月9日

(電子提供措置の開始日 2026年2月28日)

株 主 各 位

東京都千代田区永田町2丁目10番1号

K I Y O ラーニング株式会社

代表取締役社長 綾 部 貴 淑

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kiyo-learning.com/>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR情報トップ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「K I Y O ラーニング」又は「コード」に「7353」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月24日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月25日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 3階 301
3. 目的事項
報告事項 第16期(2025年1月1日から2025年12月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は創業以来「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションのもと、人間が本来持っている能力を最大限に引き出すサービスを提供してまいりました。

個人向け資格取得事業（スタディング）においては、引き続きスタディング講座の新規開発や既存講座の改訂、サービス内容の充実や品質の向上、マーケティング強化等による販売拡大、事業基盤を支える人材の確保等に注力いたしました。

サービス面においては、生成AI技術を活用した学習の個別最適化の強化・深化を図りました。AIを活用し、音声認識＋校正を行うことで、高精度かつ分かりやすい字幕を実現し、通勤・通学・子育て中など音声が出せない環境下でも効率的な学習が可能となる「AI字幕」機能に加えて、学習中のあらゆる悩みに、専属のAI資格学習コーチである「AIマスター先生」が寄り添い、受講生の学習に常に伴走・サポートする個別指導機能を提供することで、受講生の学習継続を強力に後押しする伴走型個別指導機能「AI学習ナビ」や、自分のペースに合わせて学習を進めるための計画を手軽に作成できる「AI学習プラン ウィズ」機能をリリースいたしました。

講座ラインナップにおいては、3月に「公認会計士講座」、4月に「公務員講座の国家総合職向けコース」、「司法試験・予備試験の論文コアメソッド講座」を開講いたしました。これらにより、2025年12月末現在で38講座を展開しており、今後も引き続き講座ラインナップの拡張を進めてまいります。

当社が属する資格取得市場では、学習のDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速し、リスクリングや学び直しといった、生涯にわたって学び続けることが重視される環境が進展しています。このような中で、当社の強みであるITを活用したオンライン講座は着実に存在感を高めています。「学びやすく、わかりやすく、続けやすい」学習手段を提供し、サービスの強化や講座ラインナップの拡充により、最も信頼され、資格取得時に最初に思い浮かべられるサービスになることを目指して事業を展開してまいります。

また、2023年11月に開始した資格取得者の転職支援を行うダイレクトリクルーティングプラットフォーム「スタディングキャリア」においては、スタディングの利用者や資格取得者を中心に登録者が増加するとともに、求人ニーズのある企業及び人材紹介エージェ

ントとの取引の拡大を進めております。その結果、転職成功事例が増えています。

法人向け教育事業につきましては、引き続き社員教育クラウドサービス「エアコース」のコンテンツ強化や新機能のリリースによるプロダクトの強化、新規案件受注獲得に向けた営業活動を積極的に行ってまいりました。

サービス面においては、受け放題コースのコース数拡充を積極的に進めており、2024年12月末時点の1,081コースから、2025年12月末現在で1,286コース（対前年末比+205コース）に増加しております。当事業年度におきましては、生成AI、DX、ビジネス法律・労務、社会人基礎力など、様々な企業ニーズに対応するラインナップを強化しております。契約企業数に関しては、2024年12月末時点の928社から、2025年12月末現在で1,175社（対前年末比+247社）まで増加しております。

また、2023年12月に開始した、法人企業向け生成AIサービス「AirCourse AIナレッジ」においては、業務別のプロンプトのテンプレートの整備・拡充、ナレッジ共有機能との連動、最新AIモデル対応により、業務効率や生産性の向上を実現できるプロダクト・サービスとして企業への導入が進んでおります。

このように法人向け教育事業においても、ユーザビリティを高め、コンテンツを充実させていくとともに、最新のITを活用したサービスを並行して提供していくことで、SaaSモデルとしてより多くの企業に利用していただける、企業にとって不可欠なサービスとして事業拡大を進めております。

このような状況のなか、当事業年度の経営成績は、売上高は5,031,211千円（前期比12.6%増）となり、営業利益は304,035千円（前期比42.9%増）、経常利益は303,829千円（前期比40.4%増）、当期純利益は294,136千円（前期比40.3%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は122,889千円で、その主なものは、売上拡大に繋がる新たなシステム開発のための無形固定資産の取得に118,786千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により4,266千円の資金調達を実行しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                                   | 第13期<br>(2022年12月期) | 第14期<br>(2023年12月期) | 第15期<br>(2024年12月期) | 第16期<br>(当事業年度)<br>(2025年12月期) |
|--------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円)                              | 2,848,507           | 3,798,741           | 4,467,921           | 5,031,211                      |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                | △183,199            | 140,247             | 216,416             | 303,829                        |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)              | △220,932            | 112,252             | 209,635             | 294,136                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△)(円) | △32.70              | 16.52               | 30.70               | 42.96                          |
| 総資産(千円)                              | 3,406,543           | 3,956,639           | 4,361,242           | 4,982,125                      |
| 純資産(千円)                              | 965,722             | 1,084,303           | 1,298,211           | 1,601,508                      |
| 1株当たり純資産(円)                          | 142.70              | 159.40              | 189.92              | 233.25                         |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションと、「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習手段を提供する」というビジョンを掲げています。

また、現状では教育や人材育成におけるデジタルシフトが急速に進行しており、大きなビジネスチャンスが到来しています。この流れを捉え、ミッション、ビジョンを実現するために対処すべき課題は以下のとおりです。

### ① 資格取得市場におけるシェア拡大

主力の個人向け資格取得事業「スタディング」では、資格取得市場において「合格者No.1」を目指し、AI・IT・コンテンツを融合させた高付加価値かつ高コストパフォーマンスの商品提供により、合格者シェアの最大化を図ります。AIと受講データを活用した個別最適化により、学びやすく、わかりやすく、続けやすい学習体験を実現してまいります。

特に重視する施策は以下のとおりです。

1. AIと受講データを活用した学習の個別最適化および学習システム機能の拡張。
2. ニーズの高い資格ラインナップの拡充、コンテンツ開発・改善、講師力向上による商品力強化。
3. 認知・ブランディング強化およびオンラインと書籍の組み合わせによるチャネル多様化を通じたマジョリティ層の取り込みと集客効率の向上。
4. 更新版・オプション商品・関連サービスの拡充による既存顧客へのリピート販売強化。
5. キャリア支援サービスとの連携による受講後価値の拡張とLTV（顧客生涯価値）の最大化。

## ② 法人向け教育市場の主力事業化

法人向け教育事業では、社員教育クラウドサービス「エアコース」を中核に、企業の人材育成をAIが支援する「AI搭載LMS」へと進化させ、企業の採用・育成・活用までを一貫して支援する人的資本活用プラットフォームの構築を推進しております。SaaSモデルによる継続的な価値提供と事業基盤の強化を通じて、「SaaS型eラーニングNo.1」の実現と当社の第2の主力事業としての成長を目指してまいります。

特に重視する施策は以下のとおりです。

1. 「エアコース」の機能拡張による人的資本活用プラットフォームとしてのプロダクト強化。
2. リスキリング関連コースや企業ニーズの高い受け放題コースの拡充によるコンテンツ強化。
3. マーケティング、営業、カスタマーサクセスの強化による販売体制の高度化と売上成長の加速。
4. 人材採用・育成およびバックオフィス整備による事業運営体制の強化。
5. 生成AIの活用や周辺領域への新規サービス展開による提供価値の拡張と収益機会の創出。

## ③ プラットフォーム展開による収益源の多様化

「スタディング」、「エアコース」の2つの主力事業を軸に、今後は周辺事業やサービスを含めた以下の2つのプラットフォームを展開していくことで、競争力を高め収益源の多様化を図ります。

### 1. キャリア支援プラットフォーム

「スタディング」による学習支援を核とし、さらなる価値拡張を推進します。新サービス「スタディングキャリア」を通じた転職・キャリア支援により、資格取得をゴール

としない生涯にわたる伴走体制を構築します。また、「スタディング出版」を通じて、これまで接点のなかった書籍学習層（独学層）を取り込み、デジタル教材との相乗効果による新たな顧客導線を確立します。

さらに、これらの各接点では個人の受講データや取得資格等のデータが資産として蓄積されます。これをAIで分析・活用することにより、一人ひとりに最適化された学習の効率化や、コンテンツの提案、キャリア支援を実現します。データとAIを駆使して学習からキャリアアップまでを一気通貫でサポートする体制を強固にし、LTV（顧客生涯価値）の最大化を目指します。

## 2. 人的資本活用プラットフォーム

「エアコース」による人材育成支援に加え、採用、育成、人材活用を総合的に支援するサービスを拡充します。また、当事業では法人向けのスタディング講座販売も行っており、法人企業の資格取得ニーズを捉えた事業成長も推進してまいります。

これらの事業では社員の受講履歴、保有スキル、資格等のデータが資産として蓄積されます。これをAIで一元的に分析・活用することで、社員の育成計画作成や、スキルアップのサポートなど人的資本の活用を支援します。将来的には、プラットフォームの競争力を高めた上で、日本国内だけではなく世界中に事業展開をしていきたいと考えております。

当社では、これらのプラットフォームの成長において、事業提携、資本提携（出資）、M&A等の方法も検討し、さらなる成長と収益源の確保を目指します。これにより更なる企業価値向上を目指すとともに、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、充実したキャリアを築ける社会の実現に向けて全力で取り組んでいきます。

### ④ 技術革新への投資

当社は「世界一『学びやすく、わかりやすく、続けやすい』学習方法を提供する」というビジョンの実現に向け、AIやIT技術を駆使した教育サービスを展開しています。最新の技術を取り込んだサービスの機能強化や、AIによる個別最適化した学習方法の提案など、人や組織がより効率的に学習できるようなサービスや機能の開発に投資を行い、競争優位性を高めることで長期的な成長を目指します。

### ⑤ 優秀な人材の確保及び育成

「学びを革新し、誰もが持っている無限の力を引き出す」というミッションに共鳴する優秀な人材を適時採用するとともに、持続的な成長を支える人材の育成を強化していく方針です。また、当社の事業領域において市場リーダーシップを構築していくため、新しい顧客価値を創造できる次世代を担うリーダーの育成にも注力してまいります。

**(5) 主要な事業内容** (2025年12月31日現在)

| 事業区分            | 事業内容                                  |
|-----------------|---------------------------------------|
| e-learning・教育事業 | ビジネスパーソン向け教育コンテンツ及び教育サービスの企画、制作、販売、運営 |

**(6) 主要な営業所及び工場** (2025年12月31日現在)

|        |         |
|--------|---------|
| 本社     | 東京都千代田区 |
| 赤坂オフィス | 東京都港区   |

**(7) 使用人の状況** (2025年12月31日現在)

| 事業区分            | 使用人数       | 前事業年度末比増減   |
|-----------------|------------|-------------|
| e-learning・教育事業 | 118名 (29名) | 14名増 (12名増) |

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 250,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 100,000   |
| 株式会社りそな銀行   | 100,000   |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,140,000株

(2) 発行済株式の総数 6,866,500株

(注) 1. 新株予約権の権利行使により、24,000株増加しております。

2. 2025年4月16日付で実施した譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に伴い、6,400株増加しております。

(3) 株主数 2,306名

(4) 大株主

| 株主名                          | 持株数     | 持株比率   |
|------------------------------|---------|--------|
| 綾部 貴 淑                       | 2,752千株 | 40.08% |
| ビジョナル株式会社                    | 407     | 5.93   |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託 □)      | 361     | 5.26   |
| 西村 裕 二                       | 197     | 2.87   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託 □) | 175     | 2.55   |
| 株式会社 M S - J a p a n         | 164     | 2.39   |
| 株式会社 マイナビ                    | 144     | 2.09   |
| 渡部 和 幸                       | 127     | 1.85   |
| MSIP CLIENT SECURITIES       | 124     | 1.80   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL  | 94      | 1.38   |

(注) 持株比率は自己株式 (550株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

2025年3月25日の取締役会決議において譲渡制限付株式報酬として新株式を発行することとし、同年4月16日付で取締役2名に対して3,800株を割り当てております。なお、当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間 (2025年4月16日から2028年4月15日まで) において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                           | 第3回新株予約権                    |                     |
|------------------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------|
| 発行決議日                  |                           | 2019年3月26日                  |                     |
| 新株予約権の数                |                           | 10個                         |                     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                           | 普通株式<br>(新株予約権1個につき         | 30,000株<br>3,000株)  |
| 新株予約権の払込金額             |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                           | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)       | 1,002,000円<br>334円) |
| 権利行使期間                 |                           | 2021年4月2日から<br>2029年4月1日まで  |                     |
| 行使の条件                  |                           | (注) 1                       |                     |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取<br>締<br>役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 7個<br>21,000株<br>1名 |

- (注) 1. 権利行使時においても、原則として当社の取締役もしくは使用人であることを要するものとする。  
 2. 社外取締役には新株予約権を付与していません。  
 3. 2020年4月11日付で行った1株を1,000株にする株式分割、及び2021年7月1日付で行った1株を3株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                    |
|----------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 綾部貴淑 |                                                                                                                                 |
| 取締役      | 星野真幸 | CHRO兼コーポレート本部長                                                                                                                  |
| 取締役      | 植野和宏 | 植野和宏公認会計士税理士事務所 代表<br>株式会社ギフティ 社外監査役<br>株式会社Leagress 代表取締役<br>ファーストコーポレーション株式会社 社外取締役（監査等委員）<br>株式会社ウィルプラスホールディングス 社外取締役（監査等委員） |
| 取締役      | 赤松平太 | 第一中央法律事務所 弁護士<br>経営革新等支援機関認定                                                                                                    |
| 常勤監査役    | 藤本賀彦 |                                                                                                                                 |
| 監査役      | 湯浅奉之 | 湯浅公認会計士事務所 代表<br>株式会社ディビジョンコンサルティング 代表取締役<br>株式会社エイトレッド 社外監査役<br>ジャパンマシナリー株式会社 社外監査役                                            |
| 監査役      | 佐藤未央 | 株式会社イーゲル 社外取締役<br>A. 佐川法律事務所 パートナー弁護士<br>アイエックス・ナレッジ株式会社 社外取締役<br>株式会社キャスター 社外監査役<br>アイティメディア株式会社 社外取締役（監査等委員）                  |

- (注) 1. 取締役 植野和宏氏及び取締役 赤松平太氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 藤本賀彦氏、監査役 湯浅奉之氏及び監査役 佐藤未央氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 湯浅奉之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 佐藤未央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役 植野和宏氏、取締役 赤松平太氏、常勤監査役 藤本賀彦氏、監査役 湯浅奉之氏及び監査役 佐藤未央氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2025年3月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって、監査役 望月求氏は退任しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規程する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害が補填されることとなります。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の額を年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与とは含まない。）と決議いただいております。また、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、2021年3月25日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内と決議いただいております。

監査役の金銭報酬の額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、代表取締役社長を委員長とし、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会決議により決定しますが、指名・報酬委員会及び取締役会において、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 1. 基本方針

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、社外取締役以外の取締役については固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式、社外取締役については固定報酬としての基本報酬により構成されております。

## 2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役の金銭報酬率は年200,000千円以内であります。

## 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。)

当社の取締役(社外取締役を除く。)の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象となる取締役に対して、基本報酬(金銭報酬)とは別に金銭債権を支給し、当社普通株式を発行又は処分いたします。対象となる取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位に応じて決定するものとしております。当該譲渡制限付株式については、一定期間の譲渡制限期間(3年間)が付され、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬率は取締役の金銭報酬率とは別に年60,000千円以内とし、支給する当社普通株式の数は年12,000株以内(2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で行った株式分割考慮後)としております。なお、業績連動型の報酬は存在していません。

## 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役(社外取締役を除く。)の金銭報酬の額と非金銭報酬等(譲渡制限付株式)の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の事情を考慮し決定いたします。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、代表取締役社長を委員長とし、過半数を社外取締役とする取締役3名以上で構成される指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会決議により決定いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|-----------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 非金銭報酬等       |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 50,604<br>(10,050) | 49,510<br>(10,050) | 1,093<br>(-) | 4<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 19,755<br>(19,755) | 19,755<br>(19,755) | -<br>(-)     | 4<br>(4)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 70,360<br>(29,805) | 69,266<br>(29,805) | 1,093<br>(-) | 8<br>(6)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。当該株主総会終結時の取締役の員数は3名）と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別枠で2021年3月25日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内（当該株主総会終結時の社外取締役を除く取締役の員数は3名）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2018年8月10日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内（当該株主総会終結時の監査役の員数は2名）と決議いただいております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、本株式は譲渡制限付株式であり、3年間の譲渡制限期間を設けております。
4. 監査役の報酬等の総額には、2025年3月25日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の員数は、取締役4名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役植野和宏氏は、植野和宏公認会計士税理士事務所の代表、株式会社ギフティの社外監査役、株式会社 Leagress の代表取締役、ファーストコーポレーション株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社ウィルプラスホールディングス社外取締役（監査等委員）であります。植野和宏公認会計士税理士事務所、株式会社ギフティ、株式会社 Leagress、ファーストコーポレーション株式会社及び株式会社ウィルプラスホールディングスとの間に特別な関係はありません。

社外取締役赤松平太氏は、第一中央法律事務所の弁護士であります。第一中央法律事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役湯浅奉之氏は、湯浅公認会計士事務所の代表、株式会社ディシジョンコンサルティングの代表取締役、株式会社エイトレッドの社外監査役及びジャパンマシナリー株式会社の社外監査役であります。湯浅公認会計士事務所、株式会社ディシジョンコンサルティング、株式会社エイトレッド及びジャパンマシナリー株式会社との間に特別な関係はありません。

社外監査役佐藤未央氏は、株式会社イーゲルの社外取締役、A. 佐川法律事務所のパートナー弁護士、アイエックス・ナレッジ株式会社の社外取締役、株式会社キャストアの社外監査役及びアイティメディア株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。株式会社イーゲル、A. 佐川法律事務所、アイエックス・ナレッジ株式会社、株式会社キャストア及びアイティメディア株式会社との間に特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|     |      | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                        |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 植野和宏 | 当事業年度に開催された取締役会15回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地をいかし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、植野取締役は、取締役会の中で、当社の財務・会計について適宜発言をし、必要な助言を行っております。 |

|           |      | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                        |
|-----------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役       | 赤松平太 | 当事業年度に開催された取締役会15回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地をいかし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、赤松取締役は、取締役会の中で、当社の法務について適宜発言をし、必要な助言を行っております。      |
| 常勤<br>監査役 | 藤本賀彦 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。上場企業における法務、コンプライアンス部門など管理、内部統制に関する豊富な実務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役       | 湯浅奉之 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。                    |
| 監査役       | 佐藤未央 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。                      |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 28,700千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28,700千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要ならびに当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

(運用状況)

当社は、「企業行動規範」を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範及び社内規則を遵守し、倫理・コンプライアンスの徹底を図りながら企業活動を行い、社会貢献に努めている。

共通の価値観である「コアバリュー」、全役職員の自主的な行動を促す「KIYOラーニングWAY」を定め、浸透・実践している。

- ② 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(運用状況)

職務の執行に関する社内規程類は整備され、定められた規程に従い業務を執行しており、規程類を全社員に公開し、周知している。規程類は法律改正、社会情勢等の変化に応じ、改訂されている。

- ③ コンプライアンスの状況は、取締役会、コンプライアンス・リスク委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

(運用状況)

CR委員会を原則毎月1回及び四半期に1回以上開催し、コンプライアンス・リスク関連に関し、意見交換し、全社員への周知徹底を図っており、法令遵守について、全社ミーティング、社内イントラネット等で周知し、法令遵守の徹底に努めている。

- ④ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室長は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレート本部を窓口として定め、適切に対応する。

(運用状況)

内部監査室長は内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て、6部門の監査、及びフォローアップ監査を年1回ずつ実施し、その結果を代表取締役社長に報告している。また、常勤監査役とは毎月定例ミーティングを開催し、監査役会との連携を図っている。なお、内部通報規程を制定し、内部通報制度を構築運用している。通報窓口をホットラインと命名し、全員が閲覧しやすい社内イントラネット上に掲載することで相談しやすい環境を作っている。相談員のうち、1名は、非常勤監査役(女性弁護士)を選任し、また顧問弁護士も窓口として設置し形骸化しないよう工夫している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「情報システム管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

(運用状況)

情報の保存・管理については、関連規程整備及びISMS認証ならびにプライバシーマーク認証の取得等、情報セキュリティ体制を構築、整備し、適切に管理している。

- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

(運用状況)

紙ベースの記録文書類は施錠付きキャビネットで保管し、稟議書類はワークフローシステム上で管理されており、これらの文書は必要時に閲覧可能である。

また、他の重要情報もアクセス権限付きサーバーに保存管理し、アクセス権限者のみが閲覧できる。なお、社外取締役、社外監査役についてもVPN回線を通じ閲覧できる体制を整備している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

(運用状況)

コンプライアンス・リスク管理規程、個人情報保護規程、プライバシーポリシー、情報セキュリティ基本方針等関連規程を整備し、想定されるリスクに対処している。

- ② リスク情報等については取締役会、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部門にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレート本部が行うものとする。

(運用状況)

各部門のリスクが報告され、対応について検討が行われている。

- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(運用状況)

災害発生時等の緊急事態発生時には、安否確認システムで各自の安否情報を収集することが決められている。

- ④ 内部監査室長は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、CR委員会において定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。

(運用状況)

内部監査室が各部門の監査において、リスク管理の視点からの監査を行っている。経営会議で経営リスクに関し課題の把握と改善に努めている。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針、年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

(運用状況)

4名の取締役により構成される取締役会は、取締役会規程に則り、適法性を確保している。当事業年度において取締役会は15回開催された。取締役は法令・定款に定められた事項及び重要な経営判断を要する事項に関して適切な意思決定を行っている。また、監査役は取締役会の意思決定の状況、及び適法性等運営状況を監視している。

- ② 取締役は代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議等で、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

(運用状況)

取締役は適正に自己の職務を執行している。

経営会議では会社経営に関する情報交換、協議等を活発に行っており、取締役の職務執行に有効に機能している。

- ③ 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化をはかることで、迅速性及び効率性を確保する。

(運用状況)

「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、職務が遂行されている。

「職務権限規程」に基づく決裁フローとして、ワークフローの仕組みがある。決裁手続きは迅速、かつ適切に行われている。

- (5) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずる。

(運用状況)

当社は現在、親会社及び子会社等を有していないものの、将来において企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程等を策定し、これに則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人の人事異動については監査役の事前同意又は事前協議を要することとする。

(運用状況)

会社の規模等から補助使用人を置いていないが、監査役が活動するにあたっての補助体制は問題ない。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を置くことができる。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 取締役、部門長等は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。
- (運用状況)
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人に対する指揮権は監査役に移譲されたものとし、周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (運用状況)
- 監査役は取締役会、経営会議、全体会議（通称朝会）に出席し、必要に応じ発言している。
- 稟議書、契約書類及び中期計画、予算書等重要な文書を閲覧し必要に応じ説明を求めている。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (運用状況)
- 法定事項、業務上の重大事項等は取締役会、経営会議、コーポレート本部定例会議で報告を受けている。また、緊急時は会議体以外の場でも報告を受ける体制になっている。
- 内部監査室とは、毎月定例ミーティングを開催し、内部監査実施状況等を聴取し、監査役からも監査活動状況を説明している。
- 内部通報制度による通報情報は「内部通報規程」で監査役にも報告することが定められている。

- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
- (運用状況)
- 内部通報窓口をホットラインとして、取締役1名、監査役2名（うち1名は女性弁護士）及び顧問弁護士が設置されており、「内部通報規程」で不利益な取扱いをしてはならない、と定めている。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が監査役及び補助使用人の職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、担当部門において審議の上、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。
- (運用状況)
- 監査役職務の執行に係る費用については、その費用が監査役職務の執行に必要なと認められたものを除き、会社が負担している。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- (運用状況)
- 常勤監査役は内部監査室長と定例ミーティングを毎月1回開催し、情報共有を図るとともに、必要な意見交換を行っている。また、その内容は常勤監査役より監査役会で報告され、非常勤の社外監査役とも情報共有している。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- (運用状況)
- 四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、会計監査人及び内部監査室長との連携を図っている。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 内部統制システム構築の基本方針及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(運用状況)

財務報告に係る内部統制の基本方針を取締役会で決議している。

取締役会は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備及び運用状況を監督、監視、検証している。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

(運用状況)

反社会的勢力対応規程を制定し、社内に周知徹底している。

取引先企業、個人、団体等について、取引開始前に反社チェックを実施している。

- ② コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

(運用状況)

コーポレート本部が主体となり、他部門に対し反社会的勢力への対応方法等を指導している。

- ③ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(運用状況)

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（略称：特防連）へ正会員として、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに賛助会員として入会し、外部機関とも連携を図っている。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や事業展開の状況、財政状態や経営成績等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在成長過程にありますので、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めております。

**貸借対照表**  
(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,419,370</b> | <b>流動負債</b>    | <b>3,379,791</b> |
| 現金及び預金          | 4,087,310        | 短期借入金          | 450,000          |
| 売掛金             | 68,460           | リース債務          | 3,154            |
| コンテンツ資産         | 198,243          | 未払金            | 224,263          |
| 仕掛品             | 6,939            | 未払費用           | 39,329           |
| 貯蔵品             | 98               | 未払法人税等         | 33,261           |
| 前払費用            | 56,859           | 前受金            | 2,530,440        |
| その他             | 1,457            | 預り金            | 26,235           |
| <b>固定資産</b>     | <b>562,755</b>   | 賞与引当金          | 11,354           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>56,759</b>    | その他            | 61,753           |
| 建物              | 44,537           | <b>固定負債</b>    | <b>825</b>       |
| 工具、器具及び備品       | 8,916            | リース債務          | 825              |
| リース資産           | 3,306            | <b>負債合計</b>    | <b>3,380,617</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>291,563</b>   | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 特許権             | 4,147            | <b>株主資本</b>    | <b>1,601,508</b> |
| 商標権             | 4,347            | 資本金            | 810,447          |
| 著作権             | 4,186            | 資本剰余金          | 801,400          |
| ソフトウェア          | 262,596          | 資本準備金          | 800,447          |
| ソフトウェア仮勘定       | 16,286           | その他資本剰余金       | 953              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>214,431</b>   | <b>利益剰余金</b>   | <b>△10,238</b>   |
| 投資有価証券          | 26,285           | その他利益剰余金       | △10,238          |
| 出資金             | 110              | 繰越利益剰余金        | △10,238          |
| 敷金及び保証金         | 107,225          | <b>自己株式</b>    | <b>△100</b>      |
| 長期前払費用          | 2,055            | <b>純資産合計</b>   | <b>1,601,508</b> |
| 繰延税金資産          | 78,755           | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,982,125</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,982,125</b> |                |                  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 5,031,211 |
| 売上原価         | 831,826   |
| 売上総利益        | 4,199,385 |
| 販売費及び一般管理費   | 3,895,349 |
| 営業利益         | 304,035   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 4,824     |
| 受取配当金        | 0         |
| 受取手数料        | 1,994     |
| その他          | 1,295     |
| 合計           | 8,115     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 6,207     |
| 投資事業組合運用損    | 1,472     |
| 支払保証料        | 640       |
| その他          | 0         |
| 合計           | 8,321     |
| 経常利益         | 303,829   |
| 税引前当期純利益     | 303,829   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 39,080    |
| 法人税等調整額      | △29,386   |
| 当期純利益        | 294,136   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株 主 資 本 |           |              |             |                             |             |      | 株主資本<br>合計 | 純資産合計     |
|-------------------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------|------------|-----------|
|                                     | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              |             | 利 益 剰 余 金                   |             | 自己株式 |            |           |
|                                     |         | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |           |
| 当 期 首 残 高                           | 805,846 | 795,846   | 953          | 796,800     | △304,374                    | △304,374    | △60  | 1,298,211  | 1,298,211 |
| 当 期 変 動 額                           |         |           |              |             |                             |             |      |            |           |
| 新 株 の 発 行<br>( 新 株 予 約 権<br>の 行 使 ) | 2,133   | 2,133     |              | 2,133       |                             |             |      | 4,266      | 4,266     |
| 譲 渡 制 限 付<br>株 式 報 酬                | 2,467   | 2,467     |              | 2,467       |                             |             |      | 4,934      | 4,934     |
| 当 期 純 利 益                           |         |           |              |             | 294,136                     | 294,136     |      | 294,136    | 294,136   |
| 自己株式の取得                             |         |           |              |             |                             |             | △39  | △39        | △39       |
| 当 期 変 動 額<br>合 計                    | 4,600   | 4,600     | -            | 4,600       | 294,136                     | 294,136     | △39  | 303,297    | 303,297   |
| 当 期 末 残 高                           | 810,447 | 800,447   | 953          | 801,400     | △10,238                     | △10,238     | △100 | 1,601,508  | 1,601,508 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産

- ・コンテンツ資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

##### ① 個人向け資格取得事業

個人向け資格取得事業においては、主に個人向けのオンライン資格講座である「スタディング」を提供しております。スタディングはマルチデバイスに対応しており、講座の他に、テキスト、問題集、過去問も付属しております。また、講座や受講者の希望によっては、スタディング講座の内容を書籍としてまとめた冊子の販売や、不明点等の質問が可能なQ & Aサービスも展開しております。

スタディングコース：顧客からの決済後、それぞれのコースの受講期限までの期間で収益を按分認識しております。これは、決済時より受講期限までの期間で、顧客によるアクセス時間帯に関わらず当社にスタディング講座動画の配信義務があることから、このような収益の認識としております。

スタディング冊子：顧客からの決済後、配送スケジュールに沿って冊子を顧客に配送する義務があるため、顧客へ配送した時点で収益を認識しております。

スタディングQ&A：顧客からの決済後、それぞれの顧客が受講中のスタディングコースに基づく受講期限までの期間でQ & Aサービスを提供する義務があるため、受講中のスタディングコースの受講期限にて収益を按分認識しております。

##### ② 法人向け教育事業

法人向け教育事業においては、社員研修クラウドサービス「エアコース」を主に展開しております。エアコースでは、各種の社員教育コースが受け放題で受講できるほかに、顧客独自の教育コースについても作成、配信できます。また、企業独自の教育動画を制作するサービスである「動画制作サービス」も提供しております。さらに、個人向け資格取得事業にて展開しているオンライン資格講座を法人へ販売しております。

エアコース：契約期間にて、顧客毎のエアコースサービスを利用可能なサブスクリプションモデルであり、その契約期間においてサービスを提供する義務があるため、当該期間において収益を認識しております。

動画制作サービス：顧客へ成果物を納品する義務があるため、成果物の検収をもって収益を認識しております。

スタディング法人販売：個人向け資格取得事業で行っている収益の認識と同様としております。

なお、これらの履行義務に対する対価について、履行義務の充足前に受領するものと履行義務の充足後に受領するものがあり、履行義務の充足後に対価を受領するものは、概ね3か月以内に受領しており、重要な金融要素を含んでおりません。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 78,755千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### ① 算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しております。

### ② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としております。翌事業年度の事業計画の主要な仮定は、翌事業年度における契約獲得顧客数に関する予測であります。

既存契約については、主として決済日から受講期間に基づくサービス役務提供であり、新規契約の獲得については、過年度からの契約獲得顧客数を勘案した上で、翌事業年度の契約獲得顧客数を予測しております。

### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該、主要な仮定について、将来の国内の不確実な経済条件の変動等により、業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 62,674千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 6,836,100株      | 30,400株        | —              | 6,866,500株     |

- (注) 1. 発行済株式の総数の増加24,000株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。  
2. 発行済株式の総数の増加6,400株は、取締役会の決議に基づく当社取締役及び従業員への譲渡制限付株式の割当てによるものであります。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 496株            | 54株            | —              | 550株           |

(注) 単元未満株式の買取によるものであります。

- (3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
普通株式 33,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行からの借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引や投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務提携等に関連する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、発行者の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、担当部門において取引相手先ごとの支払期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的な情報交換を通じ、発行体の事業状況や今後の事業計画を把握することで、発行体の信用リスク軽減を図っております。投資事業有限責任組合への出資においては、投資事業有限責任組合の決算書等により、定期的に財務状況等を把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち64.3%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性が乏しいものについても記載を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当事業年度（千円） |
|-------|-----------|
| 非上場株式 | 0         |
| 出資金   | 110       |

※貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は26,285千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性に乏しいため記載を省略しております。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 賞与引当金                 | 3,476千円   |
| 投資有価証券評価損             | 6,123千円   |
| 資産除去債務                | 3,940千円   |
| 未払事業税                 | 4,498千円   |
| 譲渡制限付株式報酬             | 891千円     |
| ソフトウェア                | 2,465千円   |
| 税務上の繰越欠損金             | 113,986千円 |
| その他                   | 5,603千円   |
| 繰延税金資産小計              | 140,987千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △49,528千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △12,703千円 |
| 評価性引当額小計              | △62,232千円 |
| 繰延税金資産合計              | 78,755千円  |

## 10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 12. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|               | 当事業年度       |
|---------------|-------------|
| 個人向け資格取得事業    | 4,219,190千円 |
| 法人向け教育事業      | 800,192     |
| その他           | 11,828      |
| 顧客との契約から生じる収益 | 5,031,211   |
| その他の収益        | —           |
| 外部顧客への売上高     | 5,031,211   |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約残高は、顧客との契約から生じた債権、契約負債があります。貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に計上しており、契約負債は「前受金」に計上しております。

|                     | 当事業年度     |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 74,577千円  |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 68,460    |
| 契約負債（期首残高）          | 2,165,230 |
| 契約負債（期末残高）          | 2,530,440 |

前受金は、主に個人向け資格取得事業、法人向け教育事業において、履行義務の充足前に顧客から受領した金銭であり、収益の認識に伴い取崩しを行います。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の前受金残高に含まれていた額は、1,907,300千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足又は部分的に未充足の履行義務は、当事業年度末において2,530,440千円であります。

当該履行義務は、期末日後1年以内に2,223,026千円が収益として認識されると見込んでおります。

**13. 1株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 233円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円96銭  |

**14. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**15. その他の注記**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

K I Y Oラーニング株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 新 居 伸 浩 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 城 市 武 志 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K I Y Oラーニング株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

K I Y O ラーニング株式会社 監査役会

|              |         |   |
|--------------|---------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 藤 本 賀 彦 | Ⓔ |
| 社外監査役        | 湯 浅 奉 之 | Ⓔ |
| 社外監査役        | 佐 藤 未 央 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に事業目的を追加するものであります。

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します)

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～11. <u>【条文省略】</u><br><u>【新設】</u><br>12.～18. <u>【条文省略】</u> | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～11. <u>【現行どおり】</u><br>12.出版業<br>13.～19. <u>【現行どおり】</u> |

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                              | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1         | あや べ き よし<br>綾 部 貴 淑<br>(1971年11月8日生)                                                                                                                                      | 1996年4月 日本オラクル(株) 入社<br>2003年1月 (株)アイエイエフコンサルティング 入社<br>2010年1月 当社設立 代表取締役社長 (現任) | 2,752,300株        |
|           | <b>【選任理由】</b><br>綾部貴淑氏を取締役候補者とした理由は、同氏は当社創業者であり、設立より当社代表取締役として会社全体の発展に寄与しております。また当社が属する業界知識も深く、当社の強みであるITに関する知見も豊富であります。従って、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者としてしました。 |                                                                                   |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ふり が な<br>氏 (生 年 月 日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                           | ほし の まさ ゆき<br>星 野 真 幸<br>(1973年7月23日生) | 1997年4月 東レ(株) 入社<br>2006年11月 (株)ベネッセコーポレーション 入社<br>2016年4月 ウイングアーク1st(株) 入社<br>2017年9月 同社 人事部副部長<br>2020年3月 同社 People Success部長<br>2021年10月 プレミアアンチエイジング(株) 入社 人事部長<br>2022年8月 同社 人事総務部長<br>2023年6月 当社入社 執行役員CHRO兼人財開発本部長<br>2024年3月 当社取締役CHRO兼コーポレート本部長 (現任) | 3,500株            |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>                     星野真幸氏を取締役候補者とした理由は、2023年6月に当社入社以降、当社の人事制度改革及び各部門における人材採用、経営管理、コーポレートガバナンス等の分野において大きな貢献をする等、取締役CHRO兼コーポレート本部長としての実績を重ねており、会社全体の人材育成及び人事採用管理業務、管理部門業務を遂行しております。また、同氏は人材育成・採用の豊富な経験や幅広い知見を有することから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                            | ふ<br>氏<br>(生<br>年<br>月<br>日)                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重<br>要<br>な<br>兼<br>職<br>の<br>状<br>況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                    | う<br>え<br>の<br>か<br>ず<br>ひ<br>ろ<br>植<br>野<br>和<br>宏<br>(1977年3月8日生) | 2001年10月 新日本監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2005年 5月 公認会計士登録<br>2006年 1月 (株)フジテレビジョン 経理局経理部 入社<br>2009年 9月 新日本有限責任監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2019年 4月 植野和宏公認会計士事務所開業 所長（現任）<br>2019年 7月 税理士登録<br>植野和宏税理士事務所開業 所長（現任）<br>2020年 3月 (株)ギフトィ 社外監査役（現任）<br>2020年 7月 ESネクスト監査法人（現、ESネクスト有限責任監査法人） 代表パートナー<br>2020年10月 (株)Leagress 代表取締役（現任）<br>2021年 8月 ファーストコーポレーション(株)<br>社外取締役（監査等委員）（現任）<br>2022年 2月 ESネクスト有限責任監査法人 パートナー<br>2022年 3月 当社 社外取締役（現任）<br>2024年10月 (株)ウィルプラスホールディングス(株) 社外取締役（監査等委員）（現任） | 300株              |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br/>           植野和宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士としての経験・見識が豊富であり、会計に関する高い専門性を持つことから、特に当社の財務面について当社の業務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、上場会社での監査役、社外取締役（監査等委員）の経験を持ち、それら経営経験を当社の事業拡大に向けて活かしていただいております。取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。</p> |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                   |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>氏<br>(生<br>年<br>月<br>日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重<br>要<br>な<br>兼<br>職<br>の<br>状<br>況)                                                   | 所 有 する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
|           | あ<br>か<br>まつ<br>へい<br>た<br>赤松平太<br>(1978年10月7日生)                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2004年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属）<br>2004年10月 第一中央法律事務所入所（現任）<br>2013年 3 月 経営革新等支援機関認定（現任）<br>2022年 3 月 当社 社外取締役（現任） | 300株             |
| 4         | <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>赤松平太氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての経験・見識が豊富であり、法律に関する高い専門性を持つことから、特に当社の事業の法務面について当社の業務執行に対する監督、助言等をいただいております。また、同氏は企業法務に特化し、そのなかでも中小企業のM&amp;Aや事業再生を主要取扱業務・注力分野とし、同分野における専門性・経験値・ノウハウが豊富なことから、当社のM&amp;A戦略や事業提携などでの助言等をいただいております。過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者としました。</p> |                                                                                                             |                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 植野和宏氏、赤松平太氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、植野和宏氏、赤松平太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低限度額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。(ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く) 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、植野和宏氏、赤松平太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、植野和宏氏、赤松平太氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 植野和宏氏、赤松平太氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって植野和宏氏が4年、赤松平太氏が4年であります。

取締役候補者一覧

| 候補者<br>番号 | 氏名   | 当社における<br>地位              | 属性           | 候補者が有する専門性 |              |                |       |       |    |
|-----------|------|---------------------------|--------------|------------|--------------|----------------|-------|-------|----|
|           |      |                           |              | 企業経営       | プロダク<br>ト・技術 | 販売・マー<br>ケティング | 組織・人材 | 会計・財務 | 法務 |
| 1         | 綾部貴淑 | 代表取締役<br>社長               |              | ○          | ○            | ○              |       |       |    |
| 2         | 星野真幸 | 取締役CHRO兼<br>コーポレート本<br>部長 |              |            |              |                | ○     |       |    |
| 3         | 植野和宏 | (社外)<br>取締役               | 【社外】<br>【独立】 |            |              |                |       | ○     |    |
| 4         | 赤松平太 | (社外)<br>取締役               | 【社外】<br>【独立】 |            |              |                |       |       | ○  |

【社外】社外取締役候補者      【独立】独立役員候補者

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものとします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| なかにし まり<br>中西麻理<br>(1980年6月13日生)                                                                                                                                                                                               | 2005年4月 中央青山監査法人 入所<br>2006年1月 新日本監査法人(現、EY新日本有限責任監査法人)入所<br>2008年6月 公認会計士登録<br>2009年1月 HSKコンサルティング(株)(現、令和アカウンティング・ホールディングス(株))入社<br>2009年12月 税理士登録<br>2012年8月 中西麻理公認会計士事務所開業 所長(現任)<br>2021年7月 明星監査法人 代表社員(現任)<br>2022年7月 清水建設プライベートリート投資法人 監督役員(現任)<br>2024年6月 カップ・フリエイト(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)<br>2025年8月 ERIホールディングス(株) 社外監査役(現任)<br>日本ERI(株) 監査役(現任) | —              |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>中西麻理氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての経験・見識が豊富であり、公認会計士としての高い専門的知見を監査に活かし、かつ客観的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 中西麻理氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 中西麻理氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする契約を締結する予定であります。  
 4. 中西麻理氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。  
 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています(ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除く)。中西氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂一丁目8番1号  
赤坂インターシティAIR 3階 301  
TEL 03-5575-2201



## 会場最寄駅

- 【地下ルート】 東京メトロ 溜池山王駅 14番出口方面 (当ビル直結)
- 【地上ルート】 東京メトロ 溜池山王駅 9番出口 より徒歩5分

※ご参考 アクセス概要

<https://aicc.tokyo/access/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。